

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 確認指導・監査制度について

令和7年度

藤沢市 特定教育・保育施設等確認指導（集団指導）資料

藤沢市 子ども青少年部 子ども総務課 監査担当

関連資料

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業確認指導・監査制度について（本資料）
- (2) 藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例※1
- (3) 藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業確認指導・監査実施要綱※2
- (4) 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う
実施上の留意事項について※3

※1、※2 藤沢市HPに掲出

※3 こども家庭庁HPにてご確認ください



もくじ

I. 確認指導・監査制度について

II. 確認指導・監査の基準

III. 確認指導（実地指導）の方法

I. 確認指導・監査制度について

I - 1 確認指導・監査制度の趣旨

- 2015年（平成27年）4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタート
- 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業に
公定価格による「**施設型給付費等**」が支給される
- 「教育・保育の質の確保」及び「支給の適正化」のため
市町村が「**確認指導・監査**」を実施

I - 2 認可・確認・監査制度

施設等の種類		制度及び根拠法令	
		認可	確認
特定教育・ 保育施設	幼稚園	学校教育法 【神奈川県】	子ども・子育て支援法 【藤沢市】
	認可保育所	児童福祉法 【神奈川県】	
	認定こども園	就学前の子どもに関する教育・ 保育等の総合的な提供の 推進に関する法律 【神奈川県】	
特定地域型 保育事業	地域型保育事業	児童福祉法 【藤沢市】	

I - 3 確認指導・監査の種類

施設等の種類		制度及び根拠法令	
		認可	確認
確認指導	集団指導	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の場所に集まり、講義形式で実施 ・子ども・子育て支援新制度、確認指導・監査制度、認可基準、確認基準等についての理解の促進を図る 	開所から概ね1年以内 制度改正等の必要に応じて実施
	実地指導	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に提出していただく資料をもとに、実地にて質問等を行い、必要に応じて指導等を行う 	定期的、かつ 計画的に実施 (原則として2年に1回)
確認監査		<ul style="list-style-type: none"> ・違反疑義や重大事故のあった施設等に対して報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求める ・違反疑義等の内容によって、事前の通告なく実施する場合もある 	<u>要確認情報、</u> <u>実地指導において</u> <u>確認した情報、</u> <u>重大事故に関する</u> <u>情報等を踏まえ、</u> 必要に応じて実施

I - 4 指摘、行政上の措置

分類	内容	改善報告	公表・公示
口頭指摘	法令等の違反であって、軽微なものがある場合	不要	なし
文書指摘	法令等の違反がある場合	通知から60日以内	なし
勧告	法令等に違反がある場合、速やかに基準の遵守等を行うべきことを勧告する	〃	期限内に従わない場合は公表
命令	正当な理由なく、勧告に従わなかった場合	〃	公示する
確認停止・取消	法令等の違反がある場合	—	遅滞なく公示する
不正利得の徴収	偽りその他不正な手段によって施設型給付費等を受けた場合、施設型給付の全部または一部を徴収する。 その際、返還させる額に100分の40を乗じた額を支払わせる	—	—

Ⅱ. 確認指導・監査の基準

Ⅱ－1. 確認指導・監査の基準（運営基準）

「藤沢市特定教育・保育施設及び 特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」

（平成26年9月25日条例第13号）

種類	条文	内容
共通	第1章 第1条～第3条	一般原則（第3条）
特定教育・ 保育施設	第2章 第4条～第36条	内容及び手続の説明及び同意（第5条）
特定地域型保育 事業	第3章 第37条～第52条	特定地域型保育の取扱方針（第44条）

Ⅱ－２－①. 確認指導・監査の基準（施設型給付費等）

「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」

（令和5年5月19日こ成保385文科初第483号）

施設等の種類	番号
幼稚園	別紙1
保育所	別紙2
認定こども園	別紙3・4
家庭的保育事業	別紙5
小規模保育事業	別紙6

☆その他参考資料

- ・公定価格に関するFAQ（よくある質問）

施設型給付費等の請求が適切に行われているか調査します。
①基本分単価に含まれる職員構成
②各種加算項目に係る認定基準の適合状況について、今一度確認してみてください。

Ⅱ－２－②. 加算認定基準の適合状況の確認方法（例）

加算項目	加算要件（認定基準）	確認する資料
3歳児配置改善加算	・年齢別配置改善加算のうち、3歳児に係る配置基準を3歳児15人につき1人により実施する施設に加算するもの	・勤務予定表（シフト表） ・勤務実績（打刻） ・登降園記録簿 等
栄養管理加算	・食事の提供にあたり、栄養士を活用して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に加算するもの	・栄養士の雇用契約書 ・勤務予定表（シフト表） ・栄養士から指導を受けていることがわかる資料 等
⋮	⋮	⋮

施設型給付費等（公定価格）は、ここに示したものの以外にも多くの種類の加算（または減算）があります。
また、条件を満たさなかったことにより、給付された施設型給付費に減算が生じることもあります。

Ⅱ－３． 確認指導・監査の基準（業務管理体制）

「子ども・子育て支援法」（平成24年8月22日 法律第65号）

☆届出書の内容（設置する施設等の数によって異なる）

	対象となる設置者・事業者	届出事項
①	すべての設置者・事業者 （個人立の事業を含む）	設置者・事業者の名称または氏名 主たる事業所の所在地、代表者の氏名、生年月日、住所、職名
		「法令遵守責任者」の氏名、生年月日
②	施設等の数が20以上の設置者・事業者	上記に加え「法令遵守規程」の概要
③	施設等の数が100以上の設置者・事業者	上記に加え「業務執行状況の監査の方法」の概要

☆届出先（設置する施設等の所在地によって異なる）

	対象となる設置者・事業者	届出先
①	施設等が2以上の都道府県に所在する場合	子ども家庭庁長官
②	施設等が1つの市町村内に所在する場合	市町村長
③	①及び②以外の場合	都道府県知事

Ⅲ. 確認指導（実地指導）の方法

Ⅲ－１． 実地指導の方法（対象の選定）

「藤沢市特定教育・保育施設及び

特定地域型保育事業確認指導・監査実施要綱」

第5条 第3項

3 前条第2号に定める実地指導は、次の各号に定めるとおり、全ての特定教育・保育施設等を対象に定期的かつ計画的に行う。

- (1) 原則として、**2年に1回**実施することとし、毎年度、市長が対象となる特定教育・保育施設等を選定する。
- (2) 実地指導の結果、指摘事項に係る改善状況に問題があるなど、引き続き指導が必要と認める特定教育・保育施設等については、翌年度において実施することができる。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める特定教育・保育施設等を対象に実施する。

特定教育・保育施設 (保育所)	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園)	特定地域型保育事業 (小規模・家庭的)
原則として、 <u>神奈川県が実施する指導監査と同日に実施</u>	市独自に実施	<u>藤沢市が実施する指導監査と同日に実施</u>

Ⅲ－２． 実地指導の方法（事前提出資料）

「〇〇年度 特定教育・保育施設等確認指導・監査事前提出資料」

【事前提出資料作成手順】

- ① 市HPにて様式ファイルをダウンロード
- ② 「表紙」に必要事項を記入し、運営基準に関するセルフチェックを実施
（「重複」とある項目は回答不要）
- ③ 施設等の種類ごとに異なる「別紙」に加算適用状況を記入
- ④ 確認指導当日の1週間前までに電子申請システムe-kanagawaにて提出

※当日ご用意いただく資料等については、加算認定の状況により個別に通知いたします。

令和 8 年度以降の確認指導・監査制度に関する説明は以上です。

ご不明点等ございましたら、下記の連絡先までお問合せください。



【確認指導・監査に関するお問合せ】

藤沢市 子ども青少年部 子ども総務課 監査担当：0466-50-3562

【公定価格・施設型給付費に関するお問合せ】

藤沢市 子ども青少年部 保育課 保育園運営担当：0466-50-3526